

介護老人保健施設入所利用料一覧表(加算型)No.2

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担額です。ただし、食費、居住費について負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている食費・居住費の負担限度額が、1日にお支払いいただく食費・居住費の上限となります。以下の金額が、施設サービス費・居住費・食費・日常生活品費(トイレトペーパー・シャンプー・石鹸・ペーパータオル等)・夜勤職員配置加算・短期集中リハ実施加算・初期加算・サービス提供体制強化加算(Ⅱ)在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)の合計金額です。

【多床室(2人~4人部屋)】

		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階(非該当)
要介護1	1日	1,716円	2,236円	2,496円	3,206円	3,298円
	30日	51,480円	67,080円	74,880円	96,180円	98,940円
要介護2	1日	1,766円	2,286円	2,546円	3,256円	3,348円
	30日	52,980円	68,580円	76,380円	97,680円	100,440円
要介護3	1日	1,831円	2,351円	2,611円	3,321円	3,413円
	30日	54,930円	70,530円	78,330円	99,630円	102,390円
要介護4	1日	1,884円	2,404円	2,664円	3,374円	3,466円
	30日	56,520円	72,120円	79,920円	101,220円	103,980円
要介護5	1日	1,935円	2,455円	2,715円	3,425円	3,517円
	30日	58,050円	73,650円	81,450円	102,750円	105,510円

【個室(従来型個室)】

		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階(非該当)
要介護1	1日	2,190円	2,280円	3,360円	4,070円	4,513円
	30日	65,700円	68,400円	100,800円	122,100円	135,390円
要介護2	1日	2,236円	2,326円	3,406円	4,116円	4,559円
	30日	67,080円	69,780円	102,180円	123,480円	136,770円
要介護3	1日	2,301円	2,391円	3,471円	4,181円	4,624円
	30日	69,030円	71,730円	104,130円	125,430円	138,720円
要介護4	1日	2,356円	2,446円	3,526円	4,236円	4,679円
	30日	70,680円	73,380円	105,780円	127,080円	140,370円
要介護5	1日	2,405円	2,495円	3,575円	4,285円	4,728円
	30日	72,150円	74,850円	107,250円	128,550円	141,840円

* 下記が食費・居住費の負担限度額です。

多床室	食費	居住費
第1段階	300円	0円
第2段階	390円	430円
第3段階①	650円	430円
第3段階②	1,360円	430円
第4段階(非該当)	1,445円	437円

従来型個室	食費	居住費
第1段階	300円	550円
第2段階	390円	550円
第3段階①	650円	1,370円
第3段階②	1,360円	1,370円
第4段階(非該当)	1,445円	1,728円

利用者負担段階	主な対象者		※平成28年8月以降は、非課税年金も含む。
			預貯金額(夫婦の場合)(※)
第1段階	・生活保護受給者		要件なし
	・世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である 老齢福祉年金受給者		1,000万円(2,000万円) 以下
第2段階	・世帯全員が	年金収入金額(※)+合計所得金額が80万円以下	650万円(1,650万円) 以下
第3段階①	市町村民税	年金収入金額(※)+合計所得金額が80万円超~120万円以下	550万円(1,550万円) 以下
第3段階②	非課税	年金収入金額(※)+合計所得金額が120万円超	500万円(1,500万円) 以下
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者		

本人及び世帯全員が、市町村民税非課税であって、なおかつ、生活保護もしくは、老齢福祉年金を受給されている方
本人及び世帯全員が、市町村民税非課税であって、なおかつ、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
本人及び世帯全員が、市町村民税非課税であって、なおかつ、利用者負担段階が上記第1段階～第2段階のどちらでもない方(課税年金収入が80万円～120万円の方など)
本人及び世帯全員が、市町村民税非課税であって、なおかつ、利用者負担段階が上記第1段階～第3段階①のどちらでもない方(課税年金収入が120万円超)
上記第1段階～第3段階①②のどちらにもあてはまらない方(世帯全体が、市町村民税課税である方)